

## ○ 福岡女子大学大学院人間環境学研究科履修規程

### (趣旨)

第1条 福岡女子大学大学院人間環境学研究科（以下「研究科」という。）における教育課程及び履修方法について福岡女子大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）及び福岡女子大学学位規程に定めるもののほか、この定めるところによる。

### (授業科目及び単位数)

第2条 研究科の授業科目及びその単位数は、大学院学則別表3から別表5のとおりとする。

- 2 特別研究（修士論文）は必修とし、それ以外の分野の授業科目は選択とする。
- 3 特別演習の単位は、その関連の特論の単位を取得した者のみに認める。なお、特別演習に関連する特論は、別表1のとおりとする。
- 4 専門科目のうち、他専攻の専門科目を10単位を上限として履修することができる。

### (研究指導教員)

第3条 研究科委員会は、学生の研究指導及び履修指導を行うため、学生ごとに研究指導教員を定める。

- 2 指導教員は、主指導教員1名及び副指導教員1名以上を置くものとする。
- 3 主指導教員は、研究指導を担当する資格を有する教授または准教授とする。
- 4 学修上又は研究指導上必要があると認める場合は、指導教員を変更することができる。

### (研究指導)

第4条 学生は、学位論文の作成等に関し、研究指導教員の研究指導を受けなければならない。

### (履修登録)

- 第5条 学生は、履修しようとする授業科目を、研究指導教員の指導を受けて、定められた期日までに履修登録をしなければならない。
- 2 履修登録は、各学期の授業開始の日から14日以内に教務システムの履修登録メニューにより行う。
  - 3 同一時限に開講される科目については、2科目以上の重複履修は認められない。

### (試験)

第6条 履修科目に係る単位修得の認定は、試験による。ただし、研究報告等の審査をもってこれに代えることができる。

- 2 前項の試験に合格した者には、所定の単位を与える。

### (成績)

第7条 試験の成績は、A・B・C・Dの評語で表わし、A・B・Cを合格、Dを不合格とし、その配点基準は次のとおりとする。

- A 80点～100点
- B 70点～80点未満
- C 60点～70点未満
- D 60点未満

- 2 授業科目の成績評価に当たっては、学生に対して講義概要等でその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準に従って適切に行うものとする。
- 3 前項の成績評価に関し、当該授業科目を履修した学生は、疑義を申し出ることができる。疑義を申し出る際は、所定の期日までに成績疑義照会届を提出する。

### (修了の判定)

第8条 研究科委員会は、最終試験終了後、大学院学則第18条に規定する修了の要件に基づき、修了の可否を判定する。

### (雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、教育課程及び履修方法に関する必要な事項は、研究科委員会の議を経て研究科長が別に定める。

附 則

この規則は、平成22年3月19日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

別表第1 特別演習と関連する特論一覧

専 攻	特別演習名	対応する特論名
環境理学専攻	分子環境化学特別演習Ⅰ	無機化学特論
	分子環境化学特別演習Ⅱ	物理化学特論
	環境応用化学特別演習Ⅰ	環境有機化学特論
	環境応用化学特別演習Ⅱ	環境反応化学特論・環境生物化学特論
	生体情報学特別演習Ⅰ	神経科学特論
	生体情報学特別演習Ⅱ	発生生物学特論
	環境機能学特別演習Ⅰ	細胞機能学特論
	環境機能学特別演習Ⅱ	環境生物学特論
栄養健康科学 専攻	栄養学特別演習	栄養学特論
	食品学特別演習	食品学特論
	調理科学特別演習	調理科学特論
	分子医学特別演習	分子医学特論
	栄養指導学特別演習	栄養指導学特論
	人体生理学特別演習	人体生理学特論
	臨床栄養学特別演習	臨床栄養学特論
生活環境学専攻	生活材料化学特別演習	生活材料化学特論
	生活材料物性学特別演習	生活材料物性学特論
	生活材料加工学特別演習	生活材料加工学特論
	生活環境管理学特別演習	生活環境管理学特論
	生活環境衛生学特別演習	生活環境衛生学特論
	住環境学特別演習	住環境学特論
	衣服設計学特別演習	衣服設計学特論
	意匠学特別演習	意匠学特論

ては、  
の規程

表第

行わな

できる。

基準

学生

定す

究